

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【公表番号】特表2019-508096(P2019-508096A)

【公表日】平成31年3月28日(2019.3.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-012

【出願番号】特願2018-538134(P2018-538134)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/34 (2006.01)

A 6 1 B 17/42 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/34

A 6 1 B 17/42

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月14日(2020.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者のオリフィス内への挿入及びその保護のための外科用シールドであって、

耐切斷性材料で形成されたガード部分であって、間に厚さを定める内面と外顔とを有する略管形状を有し、近位端の近位開口部と遠位端の遠位開口部との間で長軸に沿って延びる内腔を定める、ガード部分と、

ハンドル部分に接続された補強部分を有するバッテンであって、前記補強部分は、前記ガード部分に接続され、前記ガード部分の前記長軸に沿って延び、前記ハンドル部分は、前記ガード部分の前記近位端に位置し、前記ガード部分の前記近位端から遠ざかる方向に延びる、バッテンと、

を備えることを特徴とする、外科用シールド。

【請求項2】

前記ガード部分は、前記外顔と前記内面との間に定められた少なくとも1つのチャネルを含み、前記チャネルは、前記近位端に開口部を有し、前記バッテンの前記補強部分は、前記チャネルの内部に位置し、

前記バッテンは、前記チャネルから取外し可能であることを特徴とする、請求項1記載の外科用シールド。

【請求項3】

前記ハンドル部分は、前記長軸から遠ざかる方向に延びることを特徴とする、請求項1記載の外科用シールド。

【請求項4】

前記バッテンは、前記ガード部分よりも相対的に剛性であり、前記ガード部分は、可撓性材料で作られることを特徴とする、請求項1記載の外科用シールド。

【請求項5】

前記ガード部分は、前記遠位開口部のまわりで拡大された厚さを有するビードを含むことを特徴とする、請求項1記載の外科用シールド。

【請求項6】

前記ガード部分は、拡大状態と縮小状態とを有し、前記ガード部分は、前記拡大状態に

戻るよう付勢された、耐切斷性の可撓性材料で作られることを特徴とする、請求項1記載の外科用シールド。

【請求項7】

前記遠位開口部は、前記長軸に対して角度を成す遠位平面内にあり、前記患者のオリフィス内への前記シールドの前記遠位端の挿入を促進することを特徴とする、請求項1記載の外科用シールド。

【請求項8】

前記近位開口部は、前記長軸に対して角度を成す近位平面内にあり、前記近位端においてフランジを形成することを特徴とする、請求項1記載の外科用シールド。

【請求項9】

前記ガード部分は、実質的に砂時計形であり、前記バッテンは、L形であることを特徴とする、請求項1記載の外科用シールド。

【請求項10】

患者のオリフィス内への挿入及びその保護のための外科用シールドであって、耐切斷性材料で作られたガード部分であって、近位端の近位開口部と遠位端の遠位開口部との間で長軸に沿って延びる内腔を定める略管形状を有し、前記長軸に対して垂直な横軸を有するガード部分を備え、

前記遠位開口部は、前記長軸に対して角度を成す遠位平面内にあり、前記患者のオリフィス内への前記シールドの前記遠位端の挿入を促進することを特徴とする、外科用シールド。

【請求項11】

前記遠位平面は、前記横軸に対して平行であることを特徴とする、請求項10記載の外科用シールド。

【請求項12】

前記近位開口部は、前記長軸に対して角度を成す近位平面内にあり、前記近位端においてフランジを形成することを特徴とする、請求項10記載の外科用シールド。

【請求項13】

前記近位平面は、前記横軸に対して平行であることを特徴とする、請求項12記載の外科用シールド。

【請求項14】

前記遠位平面及び近位平面は、実質的に平行であることを特徴とする、請求項13記載の外科用シールド。

【請求項15】

前記ガード部分に接続されたバッテンをさらに含み、前記バッテンは、前記ガード部分よりも剛性であることを特徴とする、請求項10記載の外科用シールド。